

# 入札説明書

この入札説明書は、国立大学法人新潟大学会計規則(以下「会計規則」という。)、国立大学法人新潟大学契約事務取扱規程(以下「取扱規程」という。)、本件にかかる入札公告又は指名通知(以下「入札公告等」という。)のほか、国立大学法人新潟大学(以下「新潟大学」という。)が発注する契約に関し、一般(指名)競争に参加しようとする者(以下「競争参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり。

## 2 競争参加者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に該当しない者であること。なお、同条の特別な理由がある場合とは、同条第2項に該当する者である。
- (2) 取扱規程第4条に該当しない者であること。
- (3) 各省庁における物品の製造・販売等にかかる競争契約の参加資格(全省庁統一資格)において別記の2の等級に格付けされたものであること。ただし、建設工事に係るものについては文部科学省における競争参加の資格を得た者、また設計・コンサルティング業務に係るものについては文部科学省において資格を登録した者とする。
- (4) 取引停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) その他取扱規程第5条第2項の規定に基づき、学長が定める資格を掲げた場合は、これを有する者であること。

## 3 入札及び開札

- (1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式の契約書案及び新潟大学が定めた契約基準(以下「契約基準」という。)を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者は、別紙様式による入札書を指定した日時及び場所において入札執行職員に提出しなければならない。
- (3) 競争参加者又はその代理人(以下「競争参加者等」という。)は、次に掲げる事項を記載した別紙様式による入札書を提出しなければならない。  
ア 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給物品名

イ 入札金額

ウ 競争参加者本人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名をいう。以下同じ。)

エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

(4) 入札書は、封筒に入れ密封しなければならない。また、封皮には「入札書提出用封筒作成要領」に従って、必要事項を記入しなければならない。

(5) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 新潟大学において契約その他収入又は支出の原因となる行為の事務を担当する者(以下「契約事務等責任者」という。)は、競争参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(7) 競争参加者等は、請負代金又は物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積るものとする。

(8) 競争執行の日時及び場所は、別記の3のとおり。

(9) 開札は、競争参加者等が出席して行なうものとする。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行なう。

(10) 入札場には、競争参加者等及び入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)並びに(9)の立会い職員以外の者は入場することができない。

(11) 競争参加者等は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(12) 競争参加者等は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

(13) 競争参加者等は、契約事務等責任者が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、入札場を退場することができない。

(14) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(15) 競争参加者等は、本件に係る入札について他の競争参加者の代理人とな

ることができない。

- (16) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。

#### 4 入札保証金

- (1) 競争参加者は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。
- (2) (1)の入札保証金に代わる担保の種類及び価値は、次に掲げるところによるものとする。

区分	種 類	価 値
ア	競争参加者が振り出した小切手	小切手金額
イ	契約事務等責任者が確実と認める金融機関の保証	保証金額

- (3) 競争参加者は、入札保証金を新潟大学が定める入札保証金納付書に添えて、出納責任者（財務部財務管理課支出係長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

競争参加者は、入札保証金として納付する担保が競争参加者が振り出した小切手であるときは、新潟大学が定める小切手提出書に添えて、出納責任者に提出しなければならない。

- (6) 競争参加者は、入札保証金として納付する担保が契約事務等責任者が確実と認める金融機関の保証であるときは、当該保証にかかる保証書を新潟大学が定める保証書提出書に添えて、契約担当係長に提出しなければならない。
- (6) 競争参加者が、保険会社との間に新潟大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には入札保証金の納付を免除するものとし、当該入札に係る保険証券を新潟大学が定める入札保証保険証券提出書に添えて契約担当係長に提出するものとする。
- (7) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等は即時にこれを返還し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、当該競争入札にかかる契約書を取りかわした後にこれを返還するものとする。
- (8) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、新潟大学に帰属するものとする。

#### 5 入札の無効

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給物品名及び入札金額のない入札書
- (4) 競争参加者本人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としない入札書（競争参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したもの
- (9) 納付した入札保証金の額が見積る契約金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 契約事務等責任者は、予定価格の総額が建設工事にあつては 2,500 万円以上、製造その他の請負契約にあつては 1,000 万円以上の契約において、契約の相手方となるべき者の申込みにかかる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもつ

て申込みをした者を、当該契約の相手方とすることがある。

- (5) 上記(1)～(4)の方法によらない場合は、別記にてその方法を記載するものとする。
- (6) 落札者を決定したときは、落札者の氏名及びその金額を発表するものとする。
- (7) 落札者が契約事務等責任者の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を、所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、次に掲げるところによるものとする。

区分	種類	価値
ア	競争参加者又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関が振り出した小切手	小切手金額
イ	契約事務等責任者が確実と認める金融機関の保証	保証金額
ウ	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証	保証金額

- (3) 競争参加者は、契約保証金を新潟大学が定める契約保証金納付書に添えて、出納責任者に提出しなければならない。  
競争参加者は、契約保証金として納付する担保が競争参加者又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関が振り出した小切手であるときは、新潟大学が定める小切手提出書に添えて、出納責任者に提出しなければならない。
- (4) 競争参加者は、契約保証金として納付する担保が金融機関の保証であるときは、当該保証にかかる保証書を新潟大学が定める保証書提出書に添えて、契約担当係長に提出しなければならない。
- (5) 契約の相手方が、保険会社との間に新潟大学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には契約保証金の納付を免除するものとし、当該契約に係る保険証券を新潟大学が定める履行保証保険証券提出書に添えて契約担当係長に提出するものとする。

- (6) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、新潟大学に帰属するものとする。
- (8) 契約に基づく給付が完了したとき、その他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、契約の相手方が納付した契約保証金等を返還するものとする。

## 8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、合理的と認める期間）に別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）し、さらに、契約担当者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別紙様式の契約書案及び新潟大学が定める工事請負契約基準、製造請負契約基準及び役務提供請負契約基準、又は物品供給契約基準のとおり。

## 10 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名及びその所属する部局の名称は、別記の 4 のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 新潟大学が示した例示品以外で同等品として入札に参加する場合又は例示品を示していない調達案件において入札に参加する場合は、入札公告において示されている期日までに、応札物品提案書に提案する物品が新潟大学が示した仕様内容を満たしていることを証明する書類（特質仕様書に記載された内容に対応した回答書、その根拠を示す機器の仕様書・カタログ等）及び価格表（価格証明書を含む）等を添えて提出すること。
- (4) 本件に関するの照会先は、別記の 5 のとおり。